

## 議事事項 2

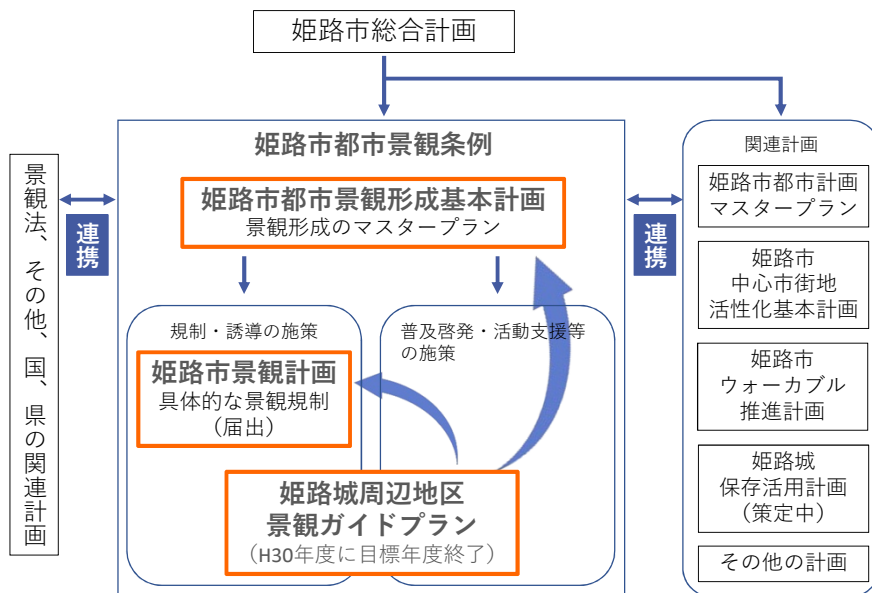
# 姫路市都市景観形成基本計画の改定方針の報告と 姫路市都市景観形成基本計画改定検討専門部会の 設置について

(姫路城周辺地区景観検討専門部会の結果報告)

令和5年5月29日  
まちづくり指導課 都市景観指導室

1

## 景観関連計画 見直しの背景



2

## 景観関連計画 改定の視点

- ・ 上位計画との整合（姫路市総合計画）  
 関連計画との整合（都市計画マスタープラン、  
 中心市街地活性化基本計画、  
 ウォーカブル推進計画、  
 姫路城保存活用計画、 等）
- ・ 社会潮流の変化、新たな取り組み等への対応  
 （人口減少、少子高齢化、  
 SDGsの取り組み、  
 「新しい生活様式」の定着、  
 公共空間の利活用、 等）
- ・ これまでの景観形成の取り組みの見直しと景観のさらなる質  
 の向上

3

## 姫路城周辺地区景観検討専門部会での検討

令和4年8月～令和5年3月 計3回実施

- ・ 姫路城周辺地区景観ガイドプランより継承する内容の検討
- ・ 姫路城周辺の景観のあり方について検討

[1]姫路城周辺エリアを設定する。

[2]重点的に景観形成を図る区域の記載を検討する。

[3]行為の制限に関する事項を検討する。

[4]眺望景観の保全・向上に関する記載を検討する。

専門部会で  
集中的に  
審議した項目

[5]屋外広告物に関する記載を充実させる。

[6]景観重要公共施設の整備に関する事項の記載を検討する。

専門部会で  
方向性を  
検討した項目

4

## 都市景観形成基本計画 改定方針

### 都市景観形成基本計画 目次（改定案）

序章 都市景観形成基本計画の目的と構成（略）

第1章 景観形成の目標と方針（略）

第2章 景観形成計画

1 景観構造と景観類型

2 類型別景観形成計画

(3) ゾーン景観①姫路城周辺景観形成ゾーンを削除

3 姫路城周辺の景観形成（新規） → 「姫路城周辺エリア」の設定

改定の方向性  
[1]～[4]

第3章 景観形成の推進方策

1 基本的な考え方

2 施策の展開

(3) 行政による先導的な景観形成

②広告物の景観形成（新規）

③公共事業による景観形成（改定）

④景観重要公共施設の指定（新規）

改定の方向性  
[5][6]

5

## 都市景観形成基本計画 改定方針

### [1]姫路城周辺エリアの設定

第2章 景観形成計画

3 姫路城周辺の景観形成

(1)特性と課題

- ・ 姫路城を中心とするエリアは、世界文化遺産姫路城をはじめ、歴史的な町並み、丘陵や河川、道路、公園、住宅地、商業業務地など、多様な景観特性を有している。
- ・ いわば本市の顔というべき地区であり、景観形成の上で極めて重要な役割を担っていると同時に、日本が世界に発信する歴史・文化の象徴的な地区である。
- ・ しかし、大規模高層マンションの建築等都市化の進展により、姫路城を望む優れた眺望景観は失われつつあり、歴史的町並みを形成する建築物も老朽化に伴う建て替えが進んでいる。
- ・ そのため、姫路城とその周辺の地区を景観上のひとつのまとまりとして、眺望景観、都市軸景観、市街地景観、拠点地景観などの総合的な観点から、重点的に景観形成に取り組むことが望まれる。

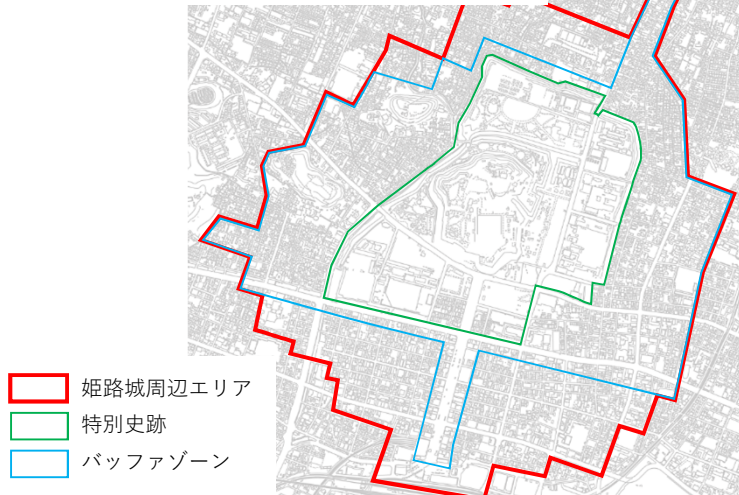
6

## 都市景観形成基本計画 改定方針

## [1] 姫路城周辺エリアの設定

(2) 対象区域 = ガイドプランの区域

「姫路城保存活用計画」  
(策定中) の区域と合わせる。



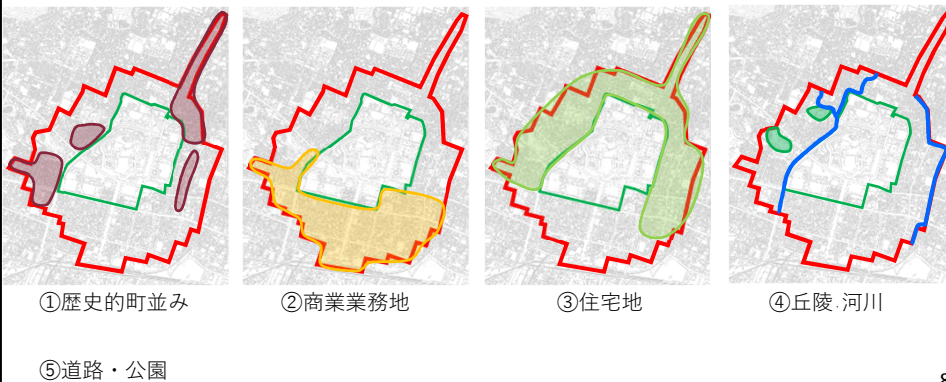
7

## 都市景観形成基本計画 改定方針

## [1] 姫路城周辺エリアの設定

(3) 景観特性に応じた景観形成の基本方針

多様な景観特性を有する姫路城周辺エリアは、地域特性を活かした個性ある景観形成に努めるとともに、全体として姫路城と調和した風格ある景観形成を図る。



8

## 都市景観形成基本計画 改定方針

- [2] 重点的に景観形成を図る区域の検討
- [3] 行為の制限に関する事項の検討
- [4] 眺望景観の保全・向上に関する記載の検討

## (4) 景観形成の方策

- ① 歴史的町並みの保全・修景
- ② 眺望景観の保全・向上
- ③ 自然環境の保全・創出
- ④ 快適な歩行空間の創出
- ⑤ 魅力ある商業業務地の形成
- ⑥ 市民の主体的な景観まちづくりの支援
- ⑦ 観光・レクリエーションの促進

9

## 都市景観形成基本計画 改定方針

## [5] 屋外広告物に関する記載の充実

## 第3章 景観形成の推進方策

## 2 施策の展開

## (3) 行政による先導的な景観形成

## ② 広告物の景観形成（新設）

## 1 基本的事項

屋外広告物は景観形成上重要な要素であり、表示・設置に関する行為の制限を定める。

## 2 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

市内全域で、姫路市屋外広告物条例により規制・誘導を行い、周囲の環境に調和したものとする。重点地区では、各地域の景観特性と調和のとれたものとする。

## 3 屋内から屋外に向けて表示する広告物の設置に関する事項

窓の内側から屋外の公衆に向けて表示する広告物も屋外広告物と同様の効果・目的を有しているため、屋外と屋内の広告物を一体的に規制・誘導し、より良い広告景観の形成を目指す。

→ 具体的な規制方法は今後検討

10

## 都市景観形成基本計画 改定方針

## [6]景観重要公共施設の整備に関する検討

## 第3章 景観形成の推進方策

## 2 施策の展開

## (3)行政による先導的な景観形成

## ③公共事業による景観形成（改定）

公共施設は本市の景観を構成する重要な要素のひとつであり、都市景観の形成に大きな栄光を与えるとともに、地域の顔としての先導的な役割が期待される。

公共施設の整備・管理は、それぞれの地域特性に配慮しながら、重点的に景観形成を図ることが重要。

公共施設の使い方が多様化し、計画・設計・維持管理を多様な主体が担う近年の動向をふまえ、より柔軟で活発な利用を可能にし、地域のシンボルとして愛着を持たれるパブリックスペースとなるための仕組みを検討する。

11

## 都市景観形成基本計画 改定方針

## [6]景観重要公共施設の整備に関する検討

第2回専門部会

## 第3章 景観形成の推進方策

## 2 施策の展開

## (3)行政による先導的な景観形成

## ④景観重要公共施設の指定（新設）

良好な景観形成のために重要なものについては、施設管理者の同意の上、景観重要公共施設に指定し、整備に関する事項や占用等の許可基準を定め、先導的な景観形成を進める。

## ○指定基準

- ・姫路市の景観を特徴づける良好な景観の主要な構成要素となっている
- ・重点地区の景観の主要な構成要素となっている
- ・主要な眺望点となっている

12

## 景観関連計画 改定の方向性

- [1] 姫路城周辺エリアを設定する。
- [2] 重点的に景観形成を図る区域の記載を検討する。
- [3] 行為の制限に関する事項を検討する。
- [4] 眺望景観の保全・向上に関する記載を検討する。

専門部会で  
集中的に  
審議した項目

- [5] 屋外広告物に関する記載を充実させる。
- [6] 景観重要公共施設の整備に関する事項の記載を検討する。

専門部会で  
方向性を  
検討した項目

→ 景観関連計画の改定方針を作成済

- [7] 景観重要建造物、景観重要樹木の指定に関する記載を検討する。
- [8] 庁内連絡調整体系の確立・強化を検討する。
- [9] アクションプランの記載を検討する。

今年度より  
検討する項目

姫路市都市景観形成基本計画改定検討専門部会  
を設置し検討したい

13

## 姫路城周辺地区景観検討専門部会の設置

### 姫路市景観・広告物審議会条例（抄）

第10条 審議会は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員の一部をもって構成する専門部会を置き、特定の事項について調査審議させることができる。

### 姫路市景観・広告物審議会条例施行規則（抄）

第2条 条例第10条の規定により設置された専門部会は、審議会から付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告するものとする。

2 専門部会に属する委員及び臨時委員の数は、5人以内とし、条例第7条に規定する会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員及び臨時委員のうちから会長が指名する。

14

## 姫路城周辺地区景観検討専門部会の設置

### 姫路市景観・広告物審議会条例（抄）

第10条 審議会は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員の一部をもって構成する専門部会を置き、特定の事項について調査審議させることができる。

### 姫路市景観・広告物審議会条例施行規則（抄）

第2条 条例第10条の規定により設置された専門部会は、審議会から付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告するものとする。

- 2 専門部会に属する委員及び臨時委員の数は、5人以内とし、条例第7条に規定する会長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員及び臨時委員のうちから会長が指名する。

15

## 今後のスケジュール

**令和5年度** 計画改定支援業務委託の実施  
都市景観形成基本計画改正検討専門部会を設置

### ◎業務委託の内容

- ・アンケート調査による市民意向の把握
- ・現地調査による現況の把握

### ◎専門部会での検討事項

- ・「景観関連計画の改定方針」を踏まえた  
都市景観形成基本計画・景観計画の改定案の作成  
(令和6年夏頃まで)

**令和6年度(後半)** パブリック・コメントの実施  
景観・広告物審議会に付議  
関係条例等の改定

**令和7年度** 都市景観形成基本計画・景観計画の改定

16